

# 御社の**出向・再就職**は 当センターに**ご相談** ください!

業界や職種、地域、企業の規模を超えて人材移動を無料でサポート!

## 人材送出国を ご検討中の企業様

従業員の  
出向を検討している。

会社清算・工場閉鎖  
のため従業員の  
受入先を探している。

定年退職者が  
他企業への再就職を  
希望している。

## 人材受け入れを希望する企業様

出向の受け入れを  
検討している。

会社の成長のため  
経験豊富な  
即戦力を雇いたい。

能力・技術を  
有する高齢者を  
雇いたい。

早めの相談で  
マッチング成功率をUP!

©産業雇用安定センターキャラクター スマートマチ子

## 産業雇用安定センターとは?

産業雇用安定センターは、失業なき労働移動をめざす人材マッチングの専門機関です。

30年以上にわたり、経済産業団体や厚生労働省との密接なつながりとともに、

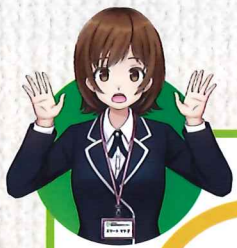
業種・地域・企業系列を超えて、再就職や出向の人材マッチングを無料で行う、

雇用のセーフティネットの一つです。



公益財団法人  
産業雇用安定センター





# 一目でわかる産業雇用安定センター

約**500人**  
経験豊富な  
コンサルタント

幅広い業種の  
企業出身者が担当

**全国**  
**47**都道府県の  
拠点・情報網

全国的なネットワーク

利用料・斡旋料は  
**無料**

企業様・個人の方の  
再就職・出向にかかる費用

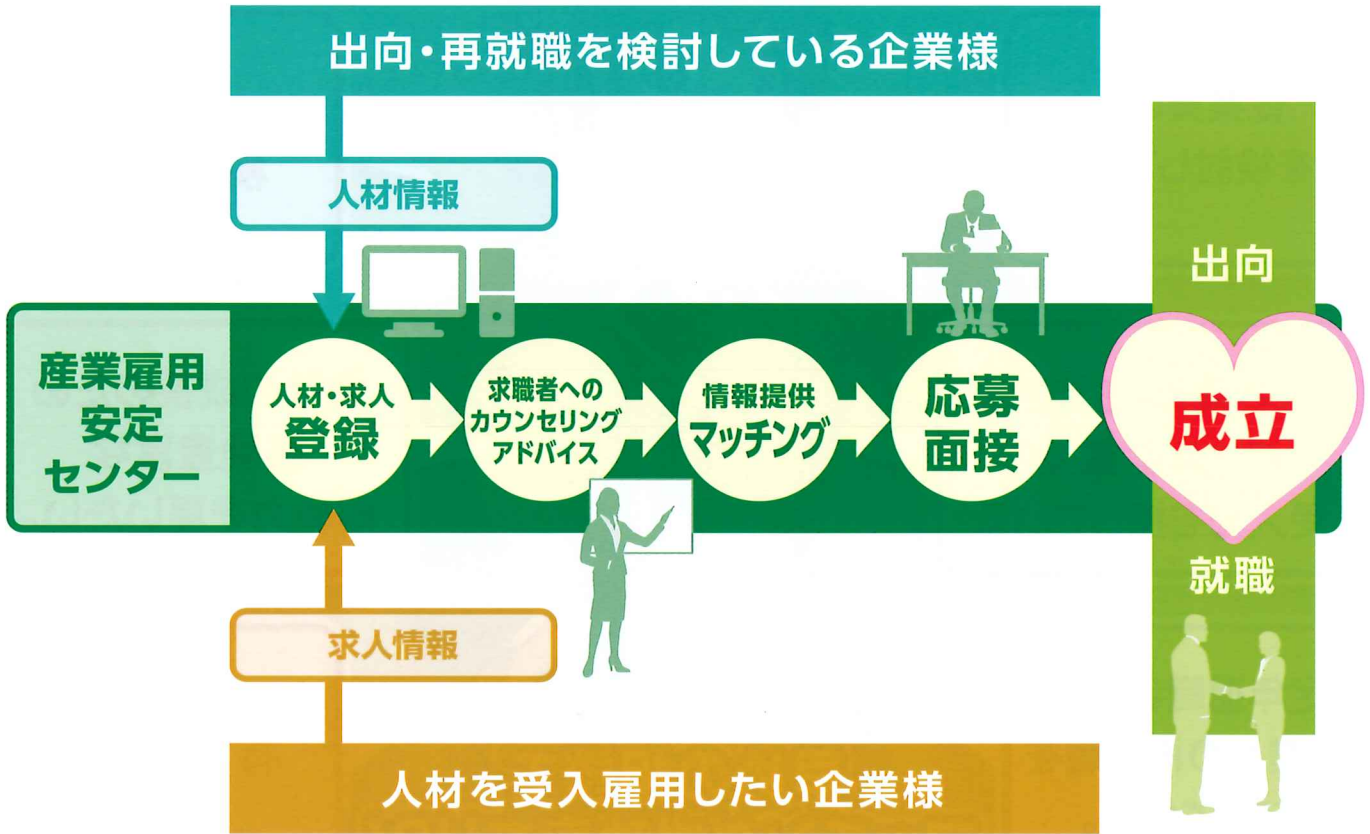
**全国で唯一の**  
出向サービス  
提供機関

厚生労働省と  
経済産業団体が協力



## 企業間の従業員シェアの流れ

人材移動に関するさまざまな情報提供、きめ細やかな相談、アドバイスを行います。



公益財団法人  
**産業雇用安定センター** 愛知事務所

公益財団法人産業雇用センターは国と経済・産業団体の  
協力により設立された公益法人です。

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル4階

**TEL 052-583-8876**

営業時間：9時～17時15分(平日のみ) 土日祝は休業

公的機関につき、利用料・斡旋料の費用請求はございません。





## 「産業雇用安定助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する「産業雇用安定助成金」を創設**しました。

※助成金の詳細につきましては、「**産業雇用安定助成金ガイドブック**」をご確認ください。

### 助成金の対象となる「出向」

- **対象**：雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。
- **前提**：雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

#### [その他要件]

- ・ 出向元と出向先が、親会社と子会社の間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的・経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること
- ・ 出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと などの要件があります。

### 対象事業主

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（**出向元事業主**）
- ② 当該労働者を受け入れる事業主（**出向先事業主**）

### 助成率・助成額

#### ○ 出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円/日	

#### ○ 出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**します。

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり（定額）	
加算額（※）	各5万円/1人当たり（定額）	

※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

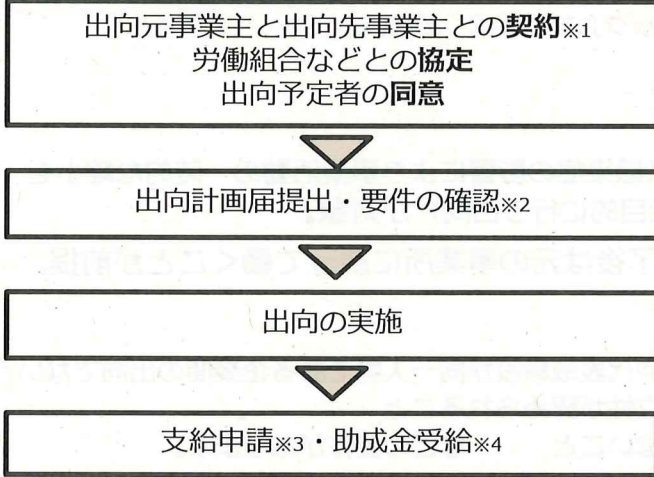




## 助成対象となる経費

- 出向開始日が令和3年1月1日以降の場合、  
**出向開始日以降の出向運営経費および1月1日以降の出向初期経費**が助成対象となります。
- 出向開始日が令和3年1月1日より前の場合、  
**1月1日以降の出向運営経費のみ**助成対象となります。

## 受給までの流れ



- ※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。
- ※2 **出向元事業主と出向先事業主が出向計画届を作成し**、出向開始日の前日（可能であれば2週間前）までに**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください。（**手続きは出向元事業主**がまとめて行います）
- ※3 1か月以上6か月以下の任意で設定した期間（月単位）ごとに  
出向元事業主と出向先事業主が支給申請書を作成し、**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください。（**手続きは出向元事業主**がまとめて行います）
- ※4 支給申請書に基づき、出向元事業主・出向先事業主それぞれに助成金を支給します。

## 参考：助成額比較(イメージ)

一度の出向で、雇用調整助成金（出向）による出向元への助成措置にも該当する場合があります。この場合には**いずれか一方の助成金のみ**が申請可能です。

例えば、次の条件の場合、以下のような助成額になります。

- ・ 出向期間中の賃金日額と出向元での直近の賃金日額のいずれか低い方の額 **9,000円**
- ・ 出向期間中の出向運営経費
  - － 出向元賃金負担 **3,600円**、出向先賃金負担 **5,400円**、
  - － 出向先で教育訓練および労務管理に関する調整経費など **3,000円**

- ※ 出向元・先ともに中小企業事業主
- ※ 出向元事業主が労働者の解雇などを行っていない
- ※ 実際に支払われる助成額は、端数処理などにより異なる場合があります。

### ■ 産業雇用安定助成金

出向運営経費（出向元賃金負担） <b>3,600円</b>	出向運営経費 <b>8,400円</b> （出向先賃金負担 <b>5,400円</b> 、教育訓練および労務管理に関する調整経費など <b>3,000円</b> ）
<b>産業雇用安定助成金</b> 9/10 <b>3,240円</b>	<b>産業雇用安定助成金</b> 9/10 <b>7,560円</b>
<b>実質負担</b> 1/10 360円	<b>実質負担</b> 1/10 840円

※上記に加え、初回支給時に出向元・先双方に**各10万円**（一定の要件を満たす場合は**5万円加算**）を助成する場合があります。（出向初期経費）

### ■ (参考) 雇用調整助成金の場合

出向運営経費（出向元賃金負担） <b>3,600円</b>	出向運営経費 <b>8,400円</b> （出向先賃金負担 <b>5,400円</b> 、教育訓練および労務管理に関する調整経費など <b>3,000円</b> ）
<b>雇用調整助成金</b> 2/3 <b>2,400円</b>	<b>実質負担</b> 10/10 <b>8,400円</b>
<b>実質負担</b> 1/3 1,200円	

## 申請・お問い合わせ先

助成金を受けるにあたっての支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもございます。  
 ご不明な点は、下記のコールセンターもしくは最寄りの都道府県労働局またはハローワークまでお問い合わせください。  
 （最寄りの都道府県労働局及びハローワークのお問い合わせ先は厚生労働省HPをご確認ください。なお、助成金の相談・申請先は都道府県労働局またはハローワークです。（公財）産業雇用安定センターではありませんのでご注意ください。）

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター  
 電話番号 0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む